

平塚市学校給食物資納入業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市が実施する学校給食(平塚市学校給食費の管理に関する条例第2条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。)に使用する食材料の納入業者(以下「納入業者」という。)の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 給食物資を納入しようとする者は、あらかじめ平塚市長(以下「市長」という。)による指定を受けなければならない。ただし、緊急その他市長がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

(納入業者の募集等)

第3条 納入業者の募集は、原則として2年に一度、「広報ひらつか」に掲載してこれを行う。ただし、期間中に納入業者の欠員等があった場合はその限りではない。

(指定基準)

第4条 納入業者として指定を受けようとする者は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 立地条件及び輸送能力

- ア 通信及び運搬が確実にできる場所に営業施設があること。
- イ 指示した期日及び時刻までに指定の場所に納入できる機動的な輸送能力を有すること。

(2) 経営状況等

- ア 社会的信用を有し、その経営が良好であること。
- イ 確実な取引先を有し、常時営業を続けていること。
- ウ 学校給食に深い理解を有し、協力的な経営方針であること。

(3) 衛生状況

- ア 営業施設及び設備が衛生的であること。
- イ 従業員の健康管理が十分であること。
- ウ 生鮮食品業者にあっては、保健所の協力を得て、衛生指導を受けていること。

(4) 食品衛生法に基づく衛生管理

- ア 食品衛生法に基づく許可が必要な営業にあっては許可を受けていること。
- イ 食品衛生法に基づく届出が必要な営業にあっては届出をしていること。
- ウ 食品衛生責任者を置いていること。(公衆衛生に与える影響が少ない営業として、食品衛生責任者を置かなくてよいものを除く。)

(指定申請)

第5条 納入業者の指定を受けようとする者は、学校給食物資納入業者指定申請書(第1号様式)

及び営業規模概況調書(第2号様式)に必要な書類を添えて、平塚市に申請しなければならない。

(審査)

第6条 市長は、提出された申請書、調書及び添付書類が適正であるか審査の上、平塚市学校給食物資・納入業者選定委員会(以下「委員会」という。)に付託しなければならない。この場合において、必要と認めるときは、営業施設を調査し、又は添付書類を追加して提出させることができる。

2 委員会は、前項の付託があったときは、その内容を審査の上、納入業者の選定を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(結果の通知)

第7条 市長は、前条第2項の選定結果に基づいて平塚市学校給食物資納入業者として指定し、その旨を学校給食物資納入業者指定通知書(第3号様式)により当該業者に通知するものとする。

(指定期間)

第8条 納入業者としての指定期間は、審査を行った翌年度の4月1日から2年間とする。

2 前条の規定に関わらず、第3条ただし書の規定により随時の指定を行った場合は、その指定期間の終期は他の納入業者と同様とする。

(指定の取消し)

第9条 市長は、納入業者が次の各号のいずれかに該当したことが明らかになったときは、指定を取り消すものとする。この場合にあつて、指定を取り消された納入業者は、指定の取消しとなった原因が消滅しなければ、第5条の申請をすることができない。

- (1) 第4条に規定する資格が欠けたとき。
- (2) 第5条に規定する申請の内容に虚偽の記載があつたとき。
- (3) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者となつたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定業者として不適当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第4号の規定は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に平塚市学校給食会による業者指定を受けている事業者は、その資格と期間を引き継ぎ、次回の更新日までは本要綱に定める指定を受けているものとみなす。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。(第1号様式の一部改正)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(第6条の一部改正)

(様式省略)